

改善・目標達成に向け、より効果が期待できる取組を行う必要があったことから「30・40歳代を主な対象とした睡眠・休養に関する効果的な取組・しくみ」に関する事業者からの提案募集を実施したところ、西川株式会社より本事業の提案を受け、共同事業として実施しています。

本取組を通じて、「昼寝」をきっかけとした「睡眠」への意識改革を目指しています。

◆ 取組の実績

フード付きのオリジナルブランケット約1,700枚を参加企業へ配布したほか、参加企業向け「ねむりのセミナー」には、約30社、45名の方に参加いただきました。

現在、取組には市内の企業155社に参加いただいています（2020年6月末時点）。

なお、本取組において市の予算負担はなく、市は、市が持つ既存の広報媒体などを使って、市内企業への参加呼びかけや広報などを行っています。

◆ 取組の効果や反響

参加者へ行ったアンケート(305件)によると、事業への参加後、「取組を通じて、睡眠への意識が向上した」と回答した人が63.3%、「PowerNap実施後、仕事の能率が向上した」と回答した人が43.0%との結果を得ています。

その他、ネットニュースや新聞、ローカルテレビでの露出のほか、全国ネットの複数のテレビ番組でも取り上げられるなど、大きな反響がありました。

◆ 新型コロナウイルス感染症への対応

「#PowerNap」事業の一環として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から増加しているテレワークに取り組むビジネスパーソンの健康づくりを支援するため、参加企業の従業員を対象として、日々のテレワークでの睡眠リズムの作り方などをマンツーマンでアドバイスする「オンライン眠りの相談所」を2020年5月に開設しました。

◆ 市役所での「#PowerNap」導入可能性は？

市役所については、昼休みであっても来客や

電話対応を要する部署が多いため、事業の効果等も鑑みながら、できる部署から可能な範囲で取り組んでいくべきと考えています。

◆ 今後の対応

本事業は原則1年間の共同事業であるため、これまでの取組の成果等について事業者と共に検証のうえ、実証終了後の支援方法等について検討していく予定です。

4. おわりに

今まで当たり前であった職員の働き方が少しずつ変わり始めています。サービスの質の低下を防ぎつつ、職員が働きやすい「新しい働き方」を導入することにより、職員一人ひとりの生産性の向上、ひいては自治体としての生産性の向上につなげていくことも重要ではないでしょうか。

また、国においても制度を見直す動きが見られています。環境省は2020年3月31日、クールビズやウォームビズについて、期間の設定を2021年4月からやめる方針を明らかにし、自律的な取組を推進することとしました。環境省は、今後も実施の呼びかけは継続するが、実施期間は各自治体や企業などの判断に任せるとしているため、自治体としてどうするか、判断が迫られることが予測されます。

今回紹介した4つの「新しい働き方」については、予算措置を行っていないものも多くあります。働き方を変える方策は、組織や職員の工夫、調整次第で様々な運用が可能です。これを期に検討してみたいかがでしょうか。

本稿により、読者が「新しい働き方」を考えるきっかけとなれば幸いです。

かゆいところに手が届く！

企業版ふるさと納税「地方創生応援税制」について

調査部研究員 目崎 絢（稲城市派遣）

(1) 地方公共団体の条件

本制度は、全ての地方公共団体が対象となる制度ではありません。

一定の条件があり、都道府県は普通交付税の不交付団体、市町村は普通交付税の不交付団体¹かつその全域が地方拠点強化税制²の支援対象外地域の場合は対象となりません。対象の地方公共団体は、複数の自治体が共同で実施することもできます。

▼図表 1 市町村の条件と多摩・島しょ地域における対象とならない団体

条件	団体
普通交付税不交付団体 (令和元年度)	立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・国立市・多摩市・瑞穂町
かつ	
地方拠点強化税制の 支援対象外地域	多摩26市・瑞穂町・日の出町



企業版ふるさと納税の対象とならない団体（令和2年度）
立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・国立市・多摩市・瑞穂町

＜出典＞総務省ホームページ「不交付団体の状況」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000635010.pdf
 (2020年7月3日確認)、内閣府地方創生推進事務局ホームページ
 「地方拠点強化税制における支援対象外の地方公共団体について」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/01taisyougaitiiki.pdf> (2020年7月3日確認)を参考に筆者作成

(2) 地方創生の事業

地方公共団体の事業全てが寄附対象になるわけではなく、国が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」でなければなりません。

そのため、地方公共団体は、活用したい地方創生の事業について、地方版総合戦略を基に地

1. はじめに

ふるさと納税に企業版があるのはご存知でしょうか。企業版ふるさと納税「地方創生応援税制」が令和2年度税制改正で自治体、企業ともに使いやすい制度に改められました。

ふるさと納税というと賛否のある制度ではあります。しかし、限られた財源で、多様化する住民サービスに対応しなければいけない状況にある昨今の自治体において、現在ある制度を活用して、財源を確保する手段を考えるのは、重要なことではないでしょうか。

本稿では、制度の内容とともに、多摩・島しょ地域での先進事例を紹介し、今まで制度を知らなかった職員に企業版ふるさと納税について知ってもらえるよう解説していきます。

2. 企業版ふるさと納税「地方創生応援税制」とは

地方創生応援税制は、(1)地方公共団体が行う(2)地方創生の事業に(3)企業が寄附を行うと、法人税等の(4)税額控除の優遇措置がされる制度です。

地方創生の取組をさらに加速させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があるため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度として、平成28年度に始まりました。

本制度のポイントとなる(1)～(4)について説明します。

1 地方創生の事業を実施しようとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けているか否かで判断される。

2 企業が東京23区から本社機能を移転したり、地方で拡充したりした場合に税制優遇を受けられる制度。